

低入札価格調査制度の一部改正について

平成29年3月31日

砺波広域圏事務組合

砺波広域圏事務組合低入札価格調査制度要領の一部改正

建設工事における低入札調査基準価格に係る国・県の算定方式が見直されたことに伴い、当組合においても同様の見直しを行うこととし、調査基準価格及び失格基準価格における現場管理費の算入率を80%から90%へ引き上げるものです。

【施行（適用）期日】平成29年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用します。

(1) 調査基準価格の見直し

- 調査基準価格の算出式のうち、現場管理費等に乗じる割合を「80%」から「90%」に改める。

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none">調査基準価格の算出 = 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 80% + 一般管理費 × 55%調査基準価格の範囲 = 予定価格の10分の9から10分の7	<ul style="list-style-type: none">調査基準価格の算出 = 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費等 × 55%調査基準価格の範囲 = 予定価格の10分の9から10分の7

(2) 失格基準価格の見直し

- 失格基準価格の算出式のうち、現場管理費等に乗じる割合を「80%」から「90%」に改める。

現行	改正後
<p>入札価格が次の場合は失格とする。</p> <p>入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9</p> <p>※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではない。</p> <p>入札価格 ≥ 直接工事費 × 0.85 + 共通仮設費 × 0.85 + 現場管理費 × 0.8 + 一般管理費 × 0.55</p> <p>※工場生產品費の割合が高い（概ね7割を超えるもの）工事は適用除外とする。</p>	<p>入札価格が次の場合は失格とする。</p> <p>入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9</p> <p>※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではない。</p> <p>入札価格 ≥ 直接工事費 × 0.85 + 共通仮設費 × 0.85 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費等 × 0.55</p> <p>※工場生產品費の割合が高い（概ね7割を超えるもの）工事は適用除外とする。</p>